

「冬の水都大阪ウィーク 中之島 EAST 水辺の散歩道（仮称）」に係る
企画調整及び運営業務委託仕様書

1. 業務名称

「冬の水都大阪ウィーク 中之島 EAST 水辺の散歩道（仮称）」に係る企画調整及び運営業務

2. 契約期間

契約締結日から令和6年2月16日(金)まで

3. 業務の概要

水都大阪コンソーシアム（構成団体＝大阪商工会議所、公益社団法人関西経済連合会、一般社団法人関西経済同友会、大阪府、大阪市、公益財団法人大阪観光局、大阪シティクルーズ推進協議会。以下「コンソーシアム」という。）では、水都大阪のシンボル空間である八軒家浜のにぎわい創出と冬の閑散期における舟運の活性化を目的に、大阪・関西万博 500 日前イベント及び大阪・光の饗宴と連携したイルミネーションイベントを企画運営する事業者を募集します。

4. 企画提案概要

(1) 期 間

令和5年11月30日（木）～12月25日（月）

(2) 場 所

八軒家浜（大阪府中央区北浜東）周辺

(3) 企画内容

水都大阪の重要拠点である八軒家浜の賑わい創出と冬の舟運活性化を目的に、2025 年大阪・関西万博に向けて、大阪・関西万博 500 日前イベント及び大阪・光の饗宴等とも連携しながら、八軒家浜におけるイルミネーション装飾及びイベント企画を実施する。

5. 委託業務内容

(1) 事業全般に係る企画調整及び運営業務

(2) 自主警備・交通規制及び会場設営・搬入出に係る業務

(3) その他附帯業務

6. 委託業務内容の詳細

(1) 事業全般に係る企画調整及び運営業務について

ア 企画の総合調整・運営及び管理

(ア) 企画原案の作成

以下の事項を満たす企画の提案であること。

① 「冬の水都ウイーク 中之島 EAST 水辺の散歩道（仮称）」の企画内容

・開催時間

各日 17 時 00 分～22 時 00 分までを開催時間帯としてイベントを実施すること。

<水辺のイルミネーション企画>

- ・水都大阪のシンボル空間である八軒家浜周辺において、大阪・光の饗宴のエリアプログラムとなる、イルミネーション企画を提案すること。
- ・イルミネーションの設置期間は、11 月 30 日（木）から 12 月 25 日（月）までとする。
- ・範囲は天満橋と天神橋の間の大川沿いのエリアとする。
- ・八軒家浜の景観にふさわしく、陸上からも水上からも楽しめるデザインとすること。
- ・コンソーシアムにおいて、期間中に天神橋のスロープと支柱のライトアップ「天神橋 TORCH」を行っており、デザインについては合うように配慮すること。

（参考）https://www.suito-osaka.jp/tourism/event/entry_detail.php?id=566

<水辺の賑わい企画>

以下の 1)、2) のいずれの事業も実施すること。いずれの事業についても、期間中の 11 月 30 日（木）は 2025 大阪・関西万博の 500 日前にあたることから、万博の機運醸成につながる内容をしっかりと盛り込むこと。

- 1) 期間及び日数は問わないが、期間中に、冬の水都大阪ウイーク 中之島 EAST 水辺の散歩道(仮称)を代表する、あるいは象徴するような、目玉となる賑わい企画を実施すること。
- 2) 期間中の 12 月 15 日（金）・16 日（土）・22 日（金）・23 日（土）・24 日（日）の 5 日間については、イルミネーション企画に加えて、必ず賑わいイベントを実施すること。（イベントの例示：音楽イベントやキッチンカーによる飲食の提供 等）

※1) の企画については、12 月 15・16・22・23・24 日に実施しても構わない。

※同時期に、万博の機運醸成に関連する別途のイベント（水都大阪コンソーシアムが指定するもの）との広報連携や事業連携を図ること。

<広報宣伝企画>

- ・当事業の開催を PR するための広報宣伝計画を企画すること。
- ・チラシ(A4 両面カラー)を 3,000 枚以上制作し、コンソーシアムが指定する約 15 か所に配送するほか、効果的な場所を提案して配架すること。
- ・同時期に開催されている「御堂筋イルミネーション」や「光のルネサンス」への来場者を、八軒家浜に誘導して、本企画を楽しんでいただけるよう、水上から、来場者を誘引する策を企画すること。

② 提案にあたっての留意事項

- ・コンソーシアムにおいて、期間中の11月30日及び12月22日に、「天満橋 水上ミニ花火」を実施する予定をしており、事業連携を図ること。

(参考) https://www.suito-osaka.jp/tourism/event/entry_detail.php?id=598

- ・OSAKA 光のルネサンスの来場者を八軒家浜へ誘引するような内容とすること。
- ・メディア（テレビ、新聞等）がニュースとして取り上げたいくなるようなストーリー性の高い企画とすること。
- ・計画性・実現性が高い内容となっていること。
- ・来場者がイベントを通して水の都大阪の魅力を体感できる企画とすること。
- ・会場内に水都大阪や万博をPRするためのテントを設置し、船会社がクルーズ案内等を行えるブースを設営すること。（テント、テーブル・椅子の設置程度）
- ・インバウンド客も気軽に参加し、楽しむことができるよう工夫すること。
- ・地元住民等が騒音、光害、臭気等で被害を受けないように十分配慮すること。
- ・受託事業者決定後、実施内容について、大阪水上安全協会及び大阪シティクルーズ推進協議会と協議・調整すること。

イ 開催概要及び運営に必要な制作物の作成等

- ・イベント等の実施概要及びタイムスケジュール等の情報を掲載した開催概要を作成すること。
- ・スタッフ証、搬入出車両の証明等、事業運営に必要な制作物の作成等を行うこと。

(注) スタッフ証等については、所要数量や配付先調査等の調整等業務を含むものとする。

ウ 広報に関する業務等

(ア) パブリシティ調整業務

- ① 水都大阪の魅力を府内外に情報発信できるように、テレビ、新聞、雑誌等のメディアに対し効果的な情報発信の計画・調整を行うこと。
- ② コンソーシアムと調整の上、取材要領の作成及び当日のプレス対応を行うこと。
- ③ イベント等の公式写真・映像を撮影し、当日・翌日には、広くメディア等に取り上げられるよう計画・調整を行うこと。また、「4(1)事業全般に係る企画調整及び運営業務について」の「9 イベント等の記録写真撮影等」に記載する記録写真の撮影も行うこと。

(イ) 媒体掲載情報の報告

イベント等実施後は、著作権に留意して新聞記事や各紙（誌）に掲載された記事（イベント等実施日前後は、Web 情報含む）、テレビ等での放送動画について、それぞれ取りまとめるとともに（掲載社【者】・掲載日・発行部数等）、SNSでの情報発信の状況について収集し、別途報告書（ファイル）を作成し、コンソーシアムへ提出すること。テレビ等での放送動画については、電子データ（CD-R 等に保存）で提出すること。なお、成果物の所有権及び著作権は、納品をもってコンソーシアムに帰属するものとする。

(ウ) 関連事業との連携による効果的な情報発信

広報パンフレット等を作成すること。また、パンフレットにはコンソーシアムが指示する開催期間中のその他の水辺のイベント等の情報も掲載すること。

エ 関係機関等（運営施設含む）との連絡調整

（ア）コンソーシアムとは緊密に連絡をとり、情報を共有しながら業務を推進すること。

（イ）河川管理者、船着場運営管理者、公園管理者、警察署、消防署、保健所等、関係機関等との連絡調整は、コンソーシアムの指示のもと、状況に応じて受託事業者が行うこと。

また、駐車場やイベント当日に使用する会議室、控室等の確保等、運営・設営等に係る詳細についてもコンソーシアムの指示のもと施設管理者等と調整にあたること。

（ウ）関係機関連絡会議の開催

関係機関との連絡会議や主要な会議は、コンソーシアムと調整、連携して開催すること。また、会議では必要に応じて説明等を行うほか、事前資料の作成等、準備を行うこと。

（エ）各種許可申請に係る業務

河川・公園占用許可申請書の作成等、イベント等実施に必要な資料を作成すること。

オ 実施マニュアル等必要資料の作成

（ア）イベント等の運営・進行に要する資料

（イ）製作、設営物に要する資料

（ウ）搬入出、設営撤去マニュアル

（エ）その他、コンソーシアムが必要と認める資料

カ イベント等の記録写真撮影等

デジタルカメラで記録写真（イベント等実施中の様子、警備員の配置時、搬入出時の状況・交通規制後のイベント会場周辺の状況、資機材の配置及び撤去等を含む）を撮影すること。

なお、成果物の所有権及び著作権は、納品をもってコンソーシアムに帰属するものとする。

キ イベント成果の把握

イベントの会場への来場者数をカウントするとともに、来場者へのアンケートを実施し、結果を集計すること。

(2) 自主警備・交通規制及び会場設営・搬入出に係る業務について

ア 計画の立案・計画書の作成及び実施

（ア）警備計画の立案・警備計画書の作成及び警備の実施

・ イベント当日の不法駐車・駐輪対策等の措置を講ずること。

・ 夜間については、照明機器の設置、警備員の増員など安全対策を徹底すること。

（イ）搬入出・設営計画の策定及び実施

・ 設営撤去を安全にかつ時間内に完了させるための方策につき十分検討されていること。

・ 事業開始や終了、搬入出時における来場者の安全な誘導方法について十分検討されていること。

- ・雨天時の対策が十分検討されていること。
- ・ゴミ収集計画が十分検討されていること。

イ 自主警備・交通規制及び会場設営・搬入出に係る関係機関等との連絡調整

(ア) 関係機関との連絡調整及び協議はコンソーシアムの指示のもと、受注者が行うこと。

ウ 所要の資材の配置計画策定、調達、配置及び撤去

(ア) 警備及び交通規制に要するもの

(イ) 会場設営及び搬入出に要するもの

当日、コンソーシアムが使用する資機材についても搬出入を行うこと。

エ 警備や搬出入時にかかる連絡体制の確保

オ 保険の加入

この事業の運営にかかる損害賠償保険等に加入すること。

カ 会場内清掃

事業終了後に実施する会場内清掃計画を作成し実施すること。

(3)その他附帯業務

ア 各種申請に必要な図面資料等の作成、地元の地域団体等との協議・連携等を行うこと。

7. 契約期間

契約締結日から令和6年2月16日(金)まで

8. 成果物の提出

事業終了後、令和6年1月31日(水)までに、コンソーシアムあて以下の成果物等を提出すること。

(1) 業務に関して作成した全ての成果物(マニュアル等) ※CD-R等に格納

(2) 実施報告書 A4 サイズ 2部及びCD-R等に格納

報告書には、アンケート集計結果、来場者数カウント表も添付すること。

(3) 撮影した写真 紙媒体(カラー刷り。縮小印刷も可。)の一覧と電子データ(CD-R等に保存)

(4) テレビ等での放送動画 ※電子データ(CD-R等に保存)

9. その他

(1)守秘義務等について

- ① 受注者は、本件委託業務の遂行上知り得た情報は、受託業務遂行の目的以外に使用し、または第三者に提供してはならない。
- ② 本件委託業務の終了後、成果物に誤り等が認められた場合には、受注者の責任において速やかにその誤りを訂正しなければならない。

(2)個人情報の取り扱いについて

- ① 本件委託業務の遂行上知り得た個人情報や法人情報については、受注者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用等は絶対に行わないこと。また、業務完了後、受注者が保有する機器等にデータが残存している場合は、受注者の責任において確実にデータの破棄を行うこと。
- ② 受注者は本件委託業務実施にあたり、収集する個人情報及び法人情報について、コンソーシアムに情報提供することを当事者に事前に説明し同意を得ること。
- ③ 本件委託業務実施にあたり収集した個人情報や法人情報はコンソーシアムに帰属するものとし、コンソーシアムの指示に従い提供を行うこと。

(3)著作物の譲渡等

受注者は、成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、当該著作物のうち受注者が従前より保有するものの著作権は、受注者に留保されるものとし、受注者は発注者及びその指定する者の必要な範囲で発注者及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。

(4)その他留意事項について

- ① 契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が「冬の水都大阪ウイーク 中之島 EAST 水辺の散歩道」に係る企画調整及び運営業務企画提案公募要領」の「5 公募参加資格（7）」に該当すると認められた時は、契約を解除することがある。
- ② その他、本仕様書に記載のない事項及び業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、その都度コンソーシアムと協議を行い、指示に従うこと。